

那覇市公報

第 1 5 2 3 号

毎月 2 回 1, 1 5 日発行
発 行 所
那覇市泉崎 1 丁目 1 番 1 号
那覇市総務部総務課

目 次

告 示

○土地価格等縦覧帳簿及び家屋価格等縦覧帳簿の縦覧について（資産税課）	3
○平成 21 年度那覇市市街地再開発事業特別会計補正予算（第 3 号） （市街地整備課）	3
○平成 22 年度那覇市市街地再開発事業特別会計予算（市街地整備課）	4
○都市景観資源の指定について（都市計画課）	5
○那覇市営住宅使用料等集金代行業務委託について（市営住宅室）	6
○那覇市営住宅使用料等徴収業務委託について（市営住宅室）	7
○平成 22 年度那覇市一般廃棄物処理手数料の徴収事務委託について （環境政策課）	7
○平成 22 年度一般廃棄物処理実施計画について（環境政策課）	8
○平成 21 年度那覇市一般会計補正予算（第 6 号）（財政課）	16
○平成 21 年度那覇市土地区画整理事業特別会計補正予算（第 3 号） （区画整理課）	24
○平成 21 年度那覇市介護保険事業特別会計補正予算（第 3 号） （ちゃーがんじゅう課）	26
○平成 22 年度那覇市一般会計予算（財政課）	27
○平成 22 年度那覇市病院事業債管理特別会計予算（財政課）	32
○平成 22 年度那覇市土地区画整理事業特別会計予算（区画整理課）	33
○平成 22 年度那覇市介護保険事業特別会計予算（ちゃーがんじゅう課）	35

上下水道局告示

- 那覇市排水設備指定工事店の新規指定について（給排水設備課）…………… 37
- 那覇市排水設備指定工事店の異動について（給排水設備課）…………… 38
- 那覇市上下水道局指定給水装置工事事業者の指定について（給排水設備課）… 38

教育委員会規則

- 独立行政法人日本スポーツ振興センター共済掛金徴収規則（学校教育課）… 40

教育委員会教育長訓令

- 那覇市教育委員会庁舎管理規程を廃止する訓令（総務課）…………… 41

教育委員会告示

- 那覇市教育委員会非常勤職員要綱の一部を改正する要綱（総務課）…………… 41

選挙管理委員会告示

- 那覇市選挙管理委員会委員長及び同職務代理者の住所及び氏名について…… 43

告 示

那覇市告示第 1 7 2 号

平成 2 2 年 3 月 1 6 日

掲 示 済

土地価格等縦覧帳簿及び家屋価格等縦覧帳簿の縦覧について

地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号）第 4 1 6 条の規定により、平成 2 2 年度の土地価格等縦覧帳簿及び家屋価格等縦覧帳簿を、次のとおり納税者の縦覧に供する。

那覇市長 翁 長 雄 志

- 1 縦覧期間 平成 2 2 年 4 月 1 日（木）から
平成 2 2 年 4 月 3 0 日（金）まで
（土曜・日曜日及び休日を除く）
- 2 縦覧時間 午前 8 時 3 0 分から午後 5 時 1 5 分まで（昼食時間を除く）
- 3 縦覧場所 企画財務部 資産税課（仮庁舎 A 棟 1 階）

那覇市告示第 1 7 3 号

平成 2 2 年 3 月 1 8 日

掲 示 済

平成 22 年（2010 年）2 月那覇市議会定例会で議決された平成 21 年度那覇市市街地再開発事業特別会計補正予算（第 3 号）の要領は、次のとおりである。

那覇市長 翁 長 雄 志

平成 21 年度那覇市市街地再開発事業特別会計補正予算（第 3 号）

平成 21 年度那覇市の市街地再開発事業特別会計の補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

（繰越明許費）

第 1 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 213 条第 1 項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第 1 表 繰越明許費」による。

第 1 表 繰越明許費

単位：千円

款	項	事 業 名	金 額
1 都市再開発事業費			766,000
	1 都市再開発事業費		766,000
			牧志・安里地区市街地再開発事業
合 計			766,000

那覇市告示第 1 7 4 号

平成 2 2 年 3 月 1 8 日

掲 示 済

平成 22 年（2010 年）2 月那覇市議会定例会で議決された平成 22 年度那覇市市街地再開発事業特別会計予算の要領は、次のとおりである。

那覇市長 翁 長 雄 志

平成 22 年度那覇市市街地再開発事業特別会計予算

平成 22 年度那覇市の市街地再開発事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 1,536,611 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

（地方債）

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 2 表 地方債」による。

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金額
1 国庫支出金		千円 1,019,438
	1 国庫補助金	1,019,438
2 繰入金		156,561
	1 一般会計繰入金	156,561
3 繰越金		1
	1 繰越金	1
4 諸収入		11
	1 雑入	11

5 市債		360,600
	1 市債	360,600
歳 入 合 計		1,536,611

歳 出

款	項	金 額
1 都市再開発事業費		千円 1,503,156
	1 都市再開発事業費	1,503,156
2 公債費		33,455
	1 公債費	33,455
歳 出 合 計		1,536,611

第2表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
1 都市再開発事業	千円 360,600	普通貸借又は証券発行(登録公債)	年 5%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	償還期間は、据置期間を含め30年以内とする。 償還方法は、元利均等、元金均等による。 ただし、財政の都合により、据置期間中であっても繰上償還し、償還年限を変更し、又は借り換えることができる。
計	360,000			

那覇市告示第176号

平成22年3月19日

掲 示 済

都市景観資源の指定について

那覇市都市景観条例第26条第1項の規程の基づき次の物件を都市景観資源に指定したので、同条第3項の規程に基づき告示する。

那覇市長 翁 長 雄 志

N0	名 称	所在地	所有者
41	おもろまちのトックリ キワタ	おもろまち 4 丁目 18 番地 2	那覇市
42	崇元寺前のハウオウボ ク	泊 1 丁目 9 番地 12	那覇市
43	真地小公園のハウオウ ボク	字真地 7 番地 14 先里道	那覇市
44	壺屋（南ヌ窯）前ガジ ュマル群生	壺屋 1 丁目 86 番地	壺屋町民会自治会
45	東ヌカー	壺屋 1 丁目 143 番 3	壺屋町民会自治会
46	壺屋の御嶽	壺屋 1 丁目 121 番地、124 番地	壺屋町民会自治会
47	県立芸大第 3 キャンパ スのガジュマル	首里金城町 3 丁目 38 番地	沖縄県立芸術大学

※番号については、前回からの連番となっています。（前回までに 4 0 件を指定）

那 覇 市 告 示 第 1 号

平成 2 2 年 4 月 1 日

那覇市営住宅使用料等集金代行業務委託について

地方自治法第 1 5 8 条第 1 項及び第 2 項並びに那覇市会計規則第 3 4 条第 1 項及び第 2 項により、次のとおり委託したので告示する。

那覇市長 翁 長 雄 志

委託業者名	住 所	委託期間
株式会社沖縄債権回収サービス 代表取締役社長 平良 孝夫	那覇市西 1 丁目 1 9 番 7 号	自平成 2 2 年 4 月 1 日 至平成 2 3 年 3 月 3 1 日

那 覇 市 告 示 第 2 号

平成 2 2 年 4 月 1 日

那覇市営住宅使用料等徴収業務委託について

地方自治法第 1 5 8 条第 1 項及び第 2 項並びに那覇市会計規則第 3 4 条第 1 項及び第 2 項により、次のとおり委託したので告示する。

那覇市長 翁 長 雄 志

徴収員氏名	住 所	委託期間	担当市営住宅
名嘉元トヨ子	壺川 3-2-5 壺川市営 2-7 1 1	自平成 2 2 年 4 月 1 日 至平成 2 3 年 3 月 3 1 日	石嶺・石嶺第二・ 大名・久場川・汀 良・末吉・真地・ 識名・樋川・安 謝・安謝第一・壺 川東改良・田原
高良恵美	小禄 1-1 9-2 0	自平成 2 2 年 4 月 1 日 至平成 2 3 年 3 月 3 1 日	宇栄原・銘苅・壺 川・辻・若松・若 狭改良・小禄

那 覇 市 告 示 第 3 号

平成 2 2 年 4 月 1 日

平成 22 年度那覇市一般廃棄物処理手数料の徴収事務委託について

地方自治法施行令第 1 5 8 条第 2 項及び那覇市会計規則第 3 4 条第 2 項により平成 2 2 年度那覇市一般廃棄物処理手数料徴収指定店を次の通り告示する。

那覇市長 翁 長 雄 志

名 称	所在地・電話番号
沖縄日野出株式会社 代表取締役 平良盛也	西原町字東崎 4 番地の 1 4 電話 9 4 5 - 5 1 1 5
株式会社 みつわ産業 代表取締役社長 與那嶺吉也	那覇市識名 1 1 6 9 電話 8 3 4 - 1 4 1 4
株式会社 ジーマックス 代表取締役 儀間良章	浦添市西洲 2 丁目 3 番地 2 電話 8 7 5 - 3 7 7 7

有限会社 上原清吉商会 代表取締役 上原清吉	糸満市字潮平 7 4 9 番地 電話 9 9 4 - 3 9 5 1
有限会社 大初 代表取締役 松長朋子	那覇市松尾 2 丁目 1 9 番 7 号 電話 8 6 3 - 2 7 7 3
有限会社 オキカミ 代表取締役 山城宗一	那覇市上間 4 2 5 番地 電話 8 3 3 - 1 9 0 1
株式会社 タカダ 代表取締役 高田恵喜	浦添市西洲 2 丁目 7 番地 3 電話 8 7 5 - 3 1 2 1
株式会社 ㊤ 湧川商会 代表取締役社長 湧川泰富	浦添市西洲 2 丁目 8 番地 4 電話 8 7 5 - 3 0 0 1

那 覇 市 告 示 第 4 号

平成 2 2 年 4 月 1 日

平成 22 年度一般廃棄物処理実施計画について

廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和 45 年法律第 137 号)第 6 条第 1 項の規定に基づき、平成 22 年度一般廃棄物処理実施計画を次のように定めたので、那覇市廃棄物の減量化の推進及び適正処理に関する条例(平成 5 年那覇市条例第 15 号)第 18 条第 2 項の規定により告示する。

那覇市長 翁 長 雄 志

平成 22 年度一般廃棄物処理実施計画

- 1 処理区域
那覇市全域
- 2 処理する一般廃棄物
ごみ、し尿及び浄化槽汚泥(那覇市廃棄物の減量化の推進及び適正処理に関する条例第 2 条第 3 号に規定する適正処理困難一般廃棄物は除く)
- 3 一般廃棄物見込み処理量 ごみ 97, 140t、し尿及び浄化槽汚泥 6, 300k1
※集団・拠点回収は見込み処理量合計から除く。

単位：ごみ(t)、し尿及び浄化槽汚泥(kl)

一般廃棄物の種類	系 統	性状（種類）	収集主体	処理方法	処理量 (内訳)
ご み	家庭系 一般廃棄物	燃やすごみ	直営	焼 却	11,542
			委託業者		31,289
			許可業者		8,102
			自己搬入		278
		燃やさないごみ (有害・危険ごみ・その他含む)	直営	破碎選別後焼却 (廃蛍光管は除く)	392
			委託業者		900
			許可業者		244
			自己搬入		72
		粗大ごみ	直営	破碎選別後焼却	132
			委託業者		336
			自己搬入		445
		資源化物	直営	市長の指定する 施設へ搬入	2,439
			委託業者		5,302
			許可業者		488
			自己搬入		253
	事業系 一般廃棄物	燃やすごみ	許可業者	焼 却	32,899
			自己搬入		202
		燃やさないごみ 粗大ごみ	許可業者	破碎選別後焼却	206
			自己搬入		1
		資源化物	許可業者	市長の指定する 施設へ搬入	1565
			自己搬入		52
	直接資源化 その他	資源化物 (缶、びん)	拠点回収	廃棄物再生事業者へ搬入	40
		資源化物(紙)	集団回収	廃棄物再生事業者へ搬入	369
し尿及び浄化槽汚泥	—	—	許可業者	市長の指定する 施設へ搬入	6,300

4 ごみ減量・資源化計画

- ① 4R(リフューズ・不必要なものは断る、リデュース・減量する、リユース・再利用する、リサイクル・再資源化する)を基本理念に各種啓発事業を推進し、ごみの発生抑制と資源化を図る。
- ② 市が収集する家庭系のうち、燃やすごみ及び燃やさないごみは指定のごみ袋に入れて、粗大ごみは粗大ごみ処理券を貼って排出する方法により、ごみの発生抑制と分別の徹底を図る。
- ③ ごみステーションの門口及び分散化(数世帯グループ単位で排出場所指定)等を推進し、不法投棄の防止と分別の徹底を図る。
- ④ 紙、缶、びん、布、ペットボトル及び草木は、分別収集の徹底、集団回収事業等により資源化を図る。ただし、草木については、今年度に限り中間処理施設整備工事のため、サーマルリサイクルする。
- ⑤ 家庭用生ごみ処理機器購入助成により、生ごみの減量・資源化を図る。

- ⑥トレーなどは、店頭回収しているスーパー等の意向を確認しつつ、回収拠点をPRし、事業者による資源化を促進する。
- ⑦事業系ごみについては、事業者の自己処理責任に基づき、減量・資源化の指導を徹底し、ごみの減量・資源化を図る。
- ⑧事業系古紙については、オフィス古紙（機密文書含む）等の資源化を推進する。資源化可能な紙は、那覇・南風原クリーンセンターへの搬入を禁止する。
- ⑨ごみ搬入時検査を実施し、分別されていないごみの搬入防止と分別指導の徹底を図る。
- ⑩大規模事業所等を対象にごみ減量化計画の策定指導を強化し、事業所の自主的なごみ減量・資源化を図る。

5 ごみの分別排出及び収集

（1）ごみの分別について

種 別	例 示
燃やすごみ	生ごみ、布きれ、紙くず、プラスチック、ゴム・皮革製品等
燃やさないごみ	金属類、陶磁器、ガラス類、小型電気製品等
粗大ごみ	家具類、寝具類、板切れ、金属・プラスチック類、ガスコンロ、資源化できない大きさの木・幹等
資源化物	缶、びん、ペットボトル、紙、布、草木
有害・危険ごみ、その他	蛍光管、割れガラス、カミソリ・カッター・刃物類等・乾電池

（2）家庭系ごみ

- ①家庭ごみは直営と委託業者により、市長の指示する方法に従い市長が決定した所定の場所から収集する。所定の場所についてはクリーン推進課で縦覧に供する。
- ②ごみは、燃やすごみ、燃やさないごみ、粗大ごみ、缶、びん、ペットボトル、紙、布、草木、有害ごみ、危険及びその他ごみに分別して排出する。
 - ・収集するごみの種類及び収集日等は別表のとおりとする。
 - ・粗大ごみは電話申込により収集日を指定する。
- ③引っ越し等により多量に排出されるごみ及び空き地の清掃に伴うごみは、排出者自ら、又は廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「法」という。)第7条第1項の規定する一般廃棄物収集運搬業者により、処理施設に搬入しなければならない。

（3）事業系ごみ

- ①事業活動に伴って生じる一般廃棄物は、事業者自ら処理するか若しくは一般廃棄物収集運搬業者に依頼して処理しなければならない。
- ②事業系ごみは、燃やすごみ、燃やさないごみ、缶、びん(無色、茶色、その他)、ペットボトル、紙及び草木の種類に分別して排出する。
- ③缶、びん、ペットボトル、紙及び草木の搬入は、市長の指示によるものとする。
- ④事業活動に伴い発生する草木は、那覇・南風原クリーンセンターへの搬入を禁止する。その草木の処理方法については、自ら処理するか、又は法第7条第1項及び第6項に規定する一般廃棄物処理業者へ委託しなければならない。

6 一般廃棄物(ごみ)の処理体制

(1) 一般廃棄物(ごみ)収集運搬業者

法第7条第5項第2号の一般廃棄物処理計画に適合するものとして、那覇市一般廃棄物処理業及び浄化槽清掃業許可要綱(平成21年12月25日環境部長決裁)に基づいて、市長が許可した一般廃棄物収集運搬業者は、次のとおりである。

① 個人 43人

許可番号	氏 名	所 在 地	許可番号	氏 名	所 在 地
3	栗國 重徳	那覇市首里末吉町 3-93-7	35	伊佐 眞助	那覇市首里石嶺町 4-365-2
5	祖平 憲一	那覇市字宇栄原 557-9	37	比嘉 貫一	那覇市首里石嶺町 2-48-3
6	伊佐 常福	浦添市宮城 5-8-1	38	村吉 常忠	浦添市勢理客 1-23-10-109
7	大城 保	那覇市港町 2-2-3	39	宮城 康雄	南城市大里字大里 1770-1
9	佐久川 政則	那覇市首里山川町 2-107	40	根間 朝一	那覇市古島 1-7-31
10	新垣 直美	那覇市首里末吉町 4-5-1	41	宮里 竹信	那覇市字真地 270
11	上原 弘和	那覇市宮城 1-4-16	43	棚原 敏彦	豊見城市字座安 301
14	根間 正吉	浦添市大平 1-22-13	46	上原 勝	那覇市高良 2-15-58
16	伊野波 盛堅	南風原町字宮平 426-12	47	新里 順政	南城市大里字大里 1624
17	上原 栄喜	浦添市西原 6-15-1	48	大城 勝	南城市大里字仲間 7-23
18	瑞慶覧 克明	浦添市字経塚 811-7	49	根間 正明	那覇市字真嘉比 350-1
19	松原 秀明	那覇市字松川 524-1	51	川上 博敏	浦添市当山 2-32-22
20	栗國 恒男	浦添市字経塚 811-60	53	吉浜 克実	那覇市松川 2-11-15
21	根間 喜代美	浦添市伊祖 1-22-3	54	前門 精和	那覇市松川 1-12-27
22	玉城 宏	南城市大里字高平 131-18	55	普天間 俊幸	南城市大里字高平 722-5
23	城間 幸子	那覇市字古島 347-2	60	上田 長廣	浦添市西原 4-5-1
24	嘉陽 勝次	那覇市首里石嶺町 4-411	61	川畑 良美	那覇市首里末吉町 3-50-1
25	平良 義勝	西原町字池田 371-22	62	平良 夏毅	豊見城市字金良 12
26	玉城 正徳	南城市大里字大里 807	63	銘苺 茂信	南城市大里字古堅 1011-3

27	花城 利彦	南風原町字山川 449	64	福里 正吉	那覇市首里石嶺町 2-65
28	兼浜 康喜	那覇市字国場 254 番地 1	65	金城 盛隆	浦添市伊祖 3-9-18
32	伊良波 哲	宜野湾市普天間 2-22-2			

② 法人 13 社

許可 番号	会 社 名	代表者名	所 在 地
1	(有)宮國清掃	宮國 喜効	浦添市字前田 862-212
2	(有)丸元清掃	親泊 小百合	南城市大里字稲嶺 1459 番地 1
8	(有)タイラ衛生社	平良 博一	豊見城市字金良 28
31	(有)三友	崎濱 秀範	那覇市繁多川 4-15-20
33	(有)那覇相互清掃	梅本 祐司	那覇市字国場 1171 番地の 1
34	(有)丸友産業	友利 俊雄	那覇市字仲井真 321-4
50	(資)共栄環境	下田 美智代	那覇市首里石嶺町 2-30
56	吉浜エコサービス (株)	吉浜 俊一	那覇市首里末吉町 4-1-6
58	(有)那覇環境サービス	伊計 盛領	那覇市泊 3-1-17
59	(資)沖縄公衆衛生	城間 久美子	那覇市字鏡水 174 番地
66	(有)都市清掃社	石川 吉雄	那覇市首里石嶺町 2-167-12
67	(資)協和	照喜名 悟	那覇市長田 1-15-18
68	友平衛生社(有)	友利 久雄	那覇市字仲井真 294-3

③ 限定許可 1 人 (特殊ごみ：産汚物等)

許可番号	氏 名	所 在 地
103	平良 博一	豊見城市字金良 28

④ 限定許可 6 社 (自衛隊基地から排出される草木限定)

許可番号	会社名または氏名	代表者名	所 在 地
105	(有)環境クリーン開発	金城 繁治	那覇市字仲井真 205 番地 3
107	昭和技研(有)	松岡 啓	浦添市仲間 1-12-7
109	グリーンエコロジーサービス	宮城 俊三	豊見城市字与根 489-2
110	(有)とみしろ建材	知念 直志	豊見城市字高安 558-8
111	(有)吉田開発	吉田 健英	那覇市東町 7-5
112	街クリーン(株)	赤嶺 太介	南城市玉城字前川 1188

⑤ 限定許可 3 人、2 社 (生ごみ限定)

許可番号	会社名または氏名	代表者名	所 在 地
121	(株)グリーンエイト	諸見里 純子	八重瀬町字具志頭 1364 番地

122	(資)オキスイ	宮城 明美	沖縄市知花 6-23-7
123	外當 佳子		うるま市勝連平安名 541
124	仲本 賢正		中城村字奥間 971-3
125	田里 崇和		豊見城市字伊良部 628-2

⑥ 限定許可 3 社（スプリング入り限定）

許可番号	会社名または氏名	代表者名	所 在 地
105	(有)環境クリーン開発	金城 繁治	那覇市字仲井真 205 番地 3
131	(株)美玉開発	照屋 盛夫	那覇市字仲井真 356-1
132	(有)琉球リサイクルセンター	稲福 勉	那覇市与儀 1-8-17

7 中間処理施設

(1) 焼却施設の概要（那覇市・南風原町環境施設組合の施設）

施設名	那覇・南風原クリーンセンター
所在地	南風原町字新川 650 番地
炉形式	全連続燃焼式ストーカ炉（廃熱ボイラ付）＋電気式灰溶融炉 ＋破碎選別設備
焼却能力	450 トン／日（150 トン／24H×3 炉）
灰溶融炉	52 トン／日（26 トン／日×2 炉）
破碎選別設備	39 トン／5H（そごみ 6 トン／5H、不燃ごみ 33 トン／5H）
発電容量	8,000Kw

(2) 資源化施設の概要

施設名	那覇市リサイクルプラザ
所在地	南風原町字新川 641 番地
主要設備	破袋機、磁選機、プレス機、圧縮梱包機等
処理能力	50t／日（10t×5H）

8 一般廃棄物最終処分場

(那覇市・南風原町環境施設組合の施設)

施設名	那覇エコアイランド
埋立面積	27,000 m ²
埋立容量	107,000 m ³
水処理施設処理能力	90 m ³ ／日
廃棄物埋立期間	平成 19 年度～平成 28 年度（概ね 10 年）
廃棄物埋立護岸構造	傾斜捨石式護岸、二重遮水シート、地盤改良

9 し尿・浄化槽汚泥の処理

(1) 処理体制

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 7 条第 1 項の規定に基づき、市長が許可した一般廃棄物（し尿、浄化槽汚泥）収集運搬業者及び浄化槽法第 35 条第 1 項の規定に基づき、市長が許可した浄化槽清掃業者により、収集運搬を行い、那覇市し尿等下水道放流施設において陸上処理を行う。

① 一般廃棄物（し尿）収集運搬業者

許可番号	名 称	代表者	所在地
12	(有)中央環境サービス公社	知念 正敏	那覇市曙 2-20-11

② 浄化槽清掃業者及び一般廃棄物（浄化槽汚泥）収集運搬業者

許可番号	名 称	代 表 者	所 在 地
2	那覇衛生管理サービス	大城 秀吉	那覇市与儀 2-4-7
3	那覇衛生設備工業	仲里 猛	南風原町字津嘉山 1605-2
6	(有)あかつき衛生	新垣 正和	那覇市字仲井真 205-3
8	(有)丸十衛生設備	大城 昌永	南風原町字津嘉山 675
9	アサヒ浄化槽清掃社	富本 祐昌	南城市大里字仲間 1024-6
10	(有)トップ環境	上間 克千代	西原町字小那覇 1191-1
12	(有)中央環境サービス公社	知念 正敏	那覇市曙 2-20-11

10 那覇市し尿等下水道放流施設

所在地	浦添市伊奈武瀬 1 丁目 5 番 11 号
面積	2,249 m ²
処理能力	24kl／日（し尿 10kl、浄化槽汚泥 14kl）

11 細目について

市民に配布する「家庭ごみの正しい分け方・出し方」、事業所に配付する「事業系ごみの分け方・出し方」、その他チラシ、リーフレット等に記載する細目は、この告示に基づくものとみなす。

別表(地域別ごみ収集曜日)

収集地域	燃やすごみ	燃やさないごみ 有害・危険ごみ・その他	かん	ペット ボトル	びん	紙・布	草・木
①③	火・金曜日	第 2 第 4	月曜日	木曜日		水曜日	月曜日
④	月・木曜日		火曜日	金曜日		水曜日	火曜日
②⑤ ⑦	火・金曜日		月曜日	水曜日	月曜日	木曜日	月曜日
⑥⑧ ⑨	月・木曜日		火曜日	水曜日	火曜日	金曜日	火曜日

	収集 地域	地 域 名 (枝番・号は省略)		
首 里	①	赤田町 1～3 丁目 赤平町 1～2 丁目 石嶺町 1～4 丁目 池端町 大中町 1～2 丁目 儀保町 1 丁目 儀保町 2 丁目 1～6 番地 儀保町 3 丁目 儀保町 4 丁目 19～24、 79・7・10・11・14 番地	金城町 1～4 丁目 久場川町 1～2 丁目 崎山町 1～4 丁目 寒川町 1～2 丁目 平良町 1 丁目 (県道 241 号線より城北小学校 側) 平良町 2 丁目 (9～18 番 地) 汀良町 1～3 丁目 当蔵町 1～3 丁目	桃原町 1 丁目 (1～25 番 地) (8～9 番地を除く) 鳥掘町 1～5 丁目 真和志町 1～2 丁目 山川町 1 丁目 (1～63 番 地) 山川町 2 丁目 (1、6、 7・1・5・10 番地) 山川町 3 丁目 (1、4、7、 56、57、61 番地)
	②	大名町 1～3 丁目 儀保町 2 丁目 (1～6 番 地を除く) 儀保町 4 丁目 (19～24、 79・7・10・11・14 番地を 除く) 末吉町 1～4 丁目	平良町 1 丁目 (県道 241 号線より大名側) 平良町 2 丁目 (9～18 番 地を除く) 桃原町 1 丁目 (8～9 番 地) 桃原町 1 丁目 (26 番地 以上)	桃原町 2 丁目 山川町 1 丁目 (64 番地 以上) 山川町 2 丁目 (1、6、 7・1・5・10 番地を除く) 山川町 3 丁目 (1、4、7、 56、57、61 番地を除く)
真 和 志	③	字安里 388～410 番地 安里交番の南側と安 里橋通り北側の間	字大道の県道 29 号線 (大道通り)より南側、 (128 ～ 129 、 172 ～ 172-8、172-10～173 番 地を除く)	字 松 川 (295 ～ 542 、 600、601、602 番地を除 く) 松川 1～3 丁目 三原 1～2 丁目
	④	字上間 上間 1 丁目 字国場 (与儀国場北線 より寄宮側を除く) * 真和志⑥も参照し てください。	字古波蔵 (304～378 番 地を除く) 古波蔵 2～4 丁目 字識名 識名 1～4 丁目 字仲井真 長田 1～2 丁目	繁多川 1～5 丁目 字真地 三原 3 丁目 字与儀 (372 番地以上) 与儀 2 丁目 寄宮 3 丁目
	⑤	字安里の県道 29 号線 (崇元寺通り～大道通 り)より北側 安里 1～3 丁目	字大道の県道 29 号線 (大道通り)より北側 字古島 古島 1～2 丁目	字真嘉比 真嘉比 2～3 丁目 字松川 (295～542、600、 601、602 番地) 松島 1～2 丁目
	⑥	字安里 379～420 番地 (安里交番の北側と大道 大通り南側の間) 字国場 (与儀国場北線 より寄宮側)	字大道 (128～129、172 ～172-8、172-10～173 番地) 壺屋 2 丁目	字与儀 (1～371 番地) 与儀 1 丁目 字寄宮 寄宮 1～2 丁目

本 庁	⑦	曙 1～3 丁目 字安謝 安謝 1～2 丁目 字天久 天久 1～2 丁目 泉崎 1 丁目 字上之屋 上之屋 1 丁目	おもろまち 1～4 丁目 久米 1～2 丁目 久茂地 1～3 丁目 辻 1～3 丁目 壺屋 1 丁目 泊 1～3 丁目 西 1～3 丁目 東町	前島 1～3 丁目 牧志 1～3 丁目 松尾 1～2 丁目 松山 1～2 丁目 港町 1～4 丁目 字銘苅 銘苅 1～3 丁目 若狭 1～3 丁目
	⑧	旭町 泉崎 2 丁目 奥武山町	字古波蔵 304～378 番地 ＊古波蔵 2～4 丁目は真 和志の④で表示 字楚辺 楚辺 1～2 丁目	字壺川 壺川 1～3 丁目 字二中前 樋川 1～2 丁目 山下町
小 緑	⑨	赤嶺 1～2 丁目 安次嶺 字宇栄原 宇栄原 1～3 丁目	字小緑 小緑 1～5 丁目 金城 1～5 丁目 鏡原町 具志 1～3 丁目	高良 1～3 丁目 字田原 田原 1～4 丁目 宮城 1 丁目

那 覇 市 告 示 第 5 号

平成 2 2 年 4 月 1 日

平成 22 年(2010 年) 2 月那覇市議会定例会で議決された平成 21 年度那覇市一般会計補正予算(第 6 号)の要領は次のとおりである。

那覇市長 翁 長 雄 志

平成 21 年度那覇市一般会計補正予算（第 6 号）

平成 21 年度那覇市の一般会計の補正予算(第 6 号)は、次に定めるところによる。
(歳入歳出予算の補正)

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 1,856,047 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 117,544,855 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費)

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 213 条第 1 項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第 2 表 繰越明許費」による。

(債務負担行為の補正)

第 3 条 既定の債務負担行為の変更及び廃止は、「第 3 表 債務負担行為補正」による。

(地方債の補正)

第 4 条 既定の地方債の変更は、「第 4 表 地方債補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 市税		38,913,738	△62,008	38,851,730
	1 市民税	16,112,779	18,117	16,130,896
	2 固定資産税	19,048,008	84,697	19,132,705
	3 軽自動車税	433,379	△312	433,067
	4 市たばこ税	2,572,699	△203,349	2,369,350
	7 入湯税	20,186	△798	19,388
	8 事業所税	726,683	39,637	766,320
3 利子割交付金		132,972	△43,516	89,456
	1 利子割交付金	132,972	△43,516	89,456
4 配当割交付金		23,598	△7,129	16,469
	1 配当割交付金	23,598	△7,129	16,469
5 株式等譲渡所得割交付金		28,099	△16,532	11,567
	1 株式等譲渡所得割交付金	28,099	△16,532	11,567
6 地方消費税交付金		2,872,778	△55,085	2,817,693
	1 地方消費税交付金	2,872,778	△55,085	2,817,693
7 自動車取得税交付金		150,201	△30,306	119,895
	1 自動車取得税交付金	150,201	△30,306	119,895
8 国有提供施設等所在市町村助成交付金		307,749	3,859	311,608
	1 国有提供施設等所在市町村助成交付金	307,749	3,859	311,608
12 分担金及び負担金		2,188,770	1,163	2,189,933
	2 負担金	2,188,769	1,163	2,189,932
13 使用料及び手数料		2,723,794	△61,088	2,662,706
	1 使用料	2,116,810	△17,498	2,099,312
	2 手数料	606,984	△43,590	563,394
14 国庫支出金		29,568,065	△77,451	29,490,614
	1 国庫負担金	17,681,281	156,688	17,837,969
	2 国庫補助金	11,774,650	△253,109	11,521,541
	3 委託金	112,134	18,970	131,104
15 県支出金		7,038,750	△85,320	6,953,430
	1 県負担金	4,793,664	△79,773	4,713,891
	2 県補助金	1,736,263	3,361	1,739,624
	3 委託金	508,823	△8,908	499,915
16 財産収入		1,101,331	42,014	1,143,345
	1 財産運用収入	297,724	9,146	306,870

	2 財産売却収入	803, 607	32, 868	836, 475
17 寄附金		22, 538	3, 811	26, 349
	1 寄附金	22, 538	3, 811	26, 349
18 繰入金		4, 930, 366	△973, 657	3, 956, 709
	1 特別会計繰入金	117, 831	28, 516	146, 347
	2 基金繰入金	4, 812, 534	△1, 002, 173	3, 810, 361
20 諸収入		3, 724, 254	382, 898	4, 107, 152
	1 延滞金加算金及び過料	86, 295	29, 707	116, 002
	4 受託事業収入	142, 644	△10, 299	132, 345
	5 雑入	947, 242	363, 490	1, 310, 732
21 市債		11, 600, 142	△877, 700	10, 722, 442
	1 市債	11, 600, 142	△877, 700	10, 722, 442
歳 入 合 計		119, 400, 902	△1, 856, 047	117, 544, 855

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 議会費		726, 359	△13, 532	712, 827
	1 議会費	726, 359	△13, 532	712, 827
2 総務費		16, 048, 810	△1, 097, 077	14, 951, 733
	1 総務管理費	13, 637, 725	△1, 015, 463	12, 622, 262
	2 徴税費	1, 169, 178	△52, 800	1, 116, 378
	3 戸籍住民基本台帳費	841, 757	△2, 147	839, 610
	4 選挙費	244, 036	△18, 321	225, 715
	5 統計調査費	59, 998	△6, 396	53, 602
	6 監査委員費	96, 116	△1, 950	94, 166
3 民生費		46, 008, 924	△242, 143	45, 766, 781
	1 社会福祉費	15, 641, 296	47, 845	15, 689, 141
	2 児童福祉費	14, 789, 001	△503, 524	14, 285, 477
	3 生活保護費	15, 578, 626	213, 536	15, 792, 162
4 衛生費		8, 765, 921	△96, 490	8, 669, 431
	1 保健衛生費	4, 150, 446	28, 506	4, 178, 952
	2 清掃費	4, 615, 475	△124, 996	4, 490, 479
5 労働費		50, 184	△3, 488	46, 696
	1 労働諸費	50, 184	△3, 488	46, 696
7 商工費		1, 008, 475	△18, 999	989, 476
	1 商工費	1, 008, 475	△18, 999	989, 476
8 土木費		16, 286, 815	346, 272	16, 633, 087
	1 土木管理費	308, 471	△18, 394	290, 077
	2 道路橋りょう費	1, 187, 457	84, 604	1, 272, 061
	3 河川水路費	194, 103	20, 000	214, 103
	4 港湾費	698, 828	41, 841	740, 669
	5 都市計画費	7, 900, 012	269, 231	8, 169, 243
	6 住宅費	5, 997, 944	△51, 010	5, 946, 934
9 消防費		2, 608, 936	50, 774	2, 659, 710

	1 消防費	2,608,936	50,774	2,659,710
10 教育費		15,034,726	△578,394	14,456,332
	1 教育総務費	2,369,418	△214,281	2,155,137
	2 小学校費	2,962,819	△44,292	2,918,527
	3 中学校費	1,704,562	△31,818	1,672,744
	4 幼稚園費	1,419,061	△59,772	1,359,289
	5 社会教育費	1,805,105	△32,803	1,772,302
	6 保健体育費	4,773,761	△195,428	4,578,333
12 公債費		12,617,234	△202,970	12,414,264
	1 公債費	12,617,234	△202,970	12,414,264
歳 出 合 計		119,400,902	△1,856,047	117,544,855

第 2 表 繰越明許費

(単位:千円)

款	項	事 業 名	金 額
2 総務費			416,245
	1 総務管理費		416,245
		真和志庁舎補修事業	15,536
		旧軍飛行場用地問題コミュニティセンター建設事業	200
		ユビキタスタウン構想推進事業	40,000
		真和志庁舎補修事業（きめ細かな臨時交付金）	10,800
		銘苅庁舎の敷地内通路の整備（きめ細かな臨時交付金）	44,000
		新庁舎建設事業	232,811
		首里支所建設整備事業	39,069
		パレット市民劇場緊急対策用舞台照明設備工事（きめ細かな臨時交付金）	3,300
		パレット市民劇場舞台機構改修工事（きめ細かな臨時交付金）	10,000
		那覇市民会館舞台ワイヤーロープ取替工事（きめ細かな臨時交付金）	13,797
		那覇市民会館コンクリート等落下防止安全対策工事（きめ細かな臨時交付金）	6,732
3 民生費			45,678
	2 児童福祉費		45,678
		法人保育所新規等建設補助金	26,708
		子ども手当事務費	18,970
4 衛生費			188,386
	1 保健衛生費		86,800
		病院事業債貸付金	71,600
		新型インフルエンザ対策事業	15,200
	2 清掃費		101,586

		旧最終処分場法面对策工事（きめ細かな臨時交付金）	95,706
		マテリアルリサイクル施設整備事業	5,880
7 商工費			59,420
	1 商工費		59,420
		観光案内板多国語充実事業（経済危機対策臨時交付金）	59,420
8 土木費			5,066,104
	2 道路橋りょう費		317,893
		道路維持事業	16,426
		里道整備事業	906
		道路施設維持修繕事業（きめ細かな臨時交付金）	76,100
		モノレール・インフラ部修繕（きめ細かな臨時交付金）	10,800
		道路新設改良事業(防衛単独)	29,066
		道路新設改良事業(臨時交付金・単独)	43,335
		道路新設改良事業(補助)	61,198
		交通安全施設整備事業(補助)	16,350
		交通安全施設整備事業(単独)	47,112
		橋りょう新設改良事業（単独）	11,300
		長寿命化修繕計画策定事業	5,300
	3 河川水路費		20,000
		県道首里山川区雨水管移設事業（きめ細かな臨時交付金）	20,000
	4 港湾費		43,200
		那覇港開発推進事業（きめ細かな臨時交付金）	43,200
	5 都市計画費		2,447,369
		沖縄都市モノレール建設推進負担金	3,500
		繰出金（土地区画整理事業特別会計）	357,972
		街路整備事業（補助）	1,244,772
		街路整備事業（臨時交付金）	86,702
		街路樹補植事業（きめ細かな臨時交付金）	10,000
		公園文化財発掘調査	10,302
		公園整備事業（防衛単独）	15,000
		公園整備事業（住宅局）	29,893
		公園整備事業（都市局）	584,528
		福州園補修整備事業（きめ細かな臨時交付金）	58,800
		繁多川公園落石防止工事（きめ細かな臨時交付金）	21,600
		新都心公園テニス補修工事（きめ細かな臨時交付金）	2,000

		中央公園（テニス・多目的広場）補修工事（きめ細かな臨時交付金）	20,000
		松尾公園擁壁改修工事（きめ細かな臨時交付金）	2,300
	6 住宅費		2,237,642
		久場川市営住宅建替事業	539,716
		石嶺市営住宅建替事業	872,779
		宇栄原市営住宅建替事業	686,623
		識名市営住宅建替事業	138,524
9 消防費			108,371
	1 消防費		108,371
		はしご車オーバーホール事業（経済危機対策臨時交付金）	73,950
		住宅用火災警報器設置促進事業（経済危機対策臨時交付金）	26,300
		全国瞬時警報システム整備事業	8,121
10 教育費			1,145,710
	1 教育総務費		143,176
		学校 ICT 環境整備事業（経済危機対策臨時交付金）	46,533
		学校緑のカーテン事業（経済危機対策臨時交付金）	43,987
		教育委員会庁舎移転及び庁舎解体撤去事業	45,692
		学校体育館緊急補修事業（経済危機対策臨時交付金）	6,964
	2 小学校費		106,508
		小学校教材等整備費	36,000
		太陽光発電導入事業（小学校）（公共投資臨時交付金）	70,508
	3 中学校費		495,753
		中学校教材等整備費	17,000
		古蔵中学校屋内運動場建設事業	478,753
	4 幼稚園費		279,267
		幼稚園改築にかかる備品購入事業	1,750
		学校 ICT 整備事業①（経済危機対策臨時交付金）	3,932
		幼稚園冷房機設置事業（経済危機対策臨時交付金）	2,400
		古蔵幼稚園園舎建設事業	259,185
		幼稚園屋上防水工事（きめ細かな臨時交付金）	12,000
	5 社会教育費		66,548

		小祿南公民館・図書館防水工事事業（きめ細かな臨時交付金）	4, 045
		公民館備品更新事業（経済危機対策臨時交付金）	16, 189
		若狭公民館・図書館屋上防水整備事業（きめ細かな臨時交付金）	2, 289
		図書館備品整備事業（経済危機対策臨時交付金）	3, 000
		山下町第一洞穴遺跡周辺整備事業	41, 025
	6 保健体育費		54, 458
		インターハイ開催に伴う漫湖公園市民庭球場の改修工事（砂入り人工芝コート）	29, 458
		奥武山野球場防球ネット整備事業（経済危機対策臨時交付金）	25, 000
合	計		7, 029, 914

第 3 表 債務負担行為補正

1 変 更

（単位：千円）

事 項	補正前		補正後	
	期 間	限度額	期 間	限度額
新庁舎建設事業 （新庁舎建設室）	平成 21 年度から 平成 23 年度まで	5, 757, 790	平成 22 年度から 平成 23 年度まで	116

2 廃 止

（単位：千円）

事 項	期 間	限度額
資源化推進センター外構等設計業務委託 （クリーン推進課）	平成 2 2 年度	3, 150
リサイクルプラザ増設実施設計業務委託 （クリーン推進課）	平成 2 2 年度	1, 585
古蔵小学校単独調理場改築事業 （学校給食室）	平成 2 1 年度から 平成 2 2 年度まで	328, 508

第 4 表 地方債補正
変 更

(単位: 千円)

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
2 社会福祉施設整備事業	45, 400	普通貸借又は証券発行 (登録公債)	年 8%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	償 還 期 間 は、据置期間を含め30年以内とする。 償 還 方 法 は、元利均等、元金均等 等 による。 ただし、財政の都合により、据置期間中であっても繰上償還し、償還年限を変更し、又は借り換えることができる。	41, 900	補正前に同じ		
3 一般廃棄物処理事業	303, 800				262, 400			
4 病院事業貸付金	378, 300				358, 100			
6 都市計画事業	1, 264, 500				1, 258, 200			
8 市営住宅建設事業	1, 315, 400				1, 238, 200			
9 教育施設整備事業	1, 903, 600				1, 706, 200			
11 庁舎建設事業	616, 600				84, 900			

那 覇 市 告 示 第 6 号

平成 2 2 年 4 月 1 日

平成 22 年(2010 年) 2 月那覇市議会定例会で議決された平成 21 年度那覇市土地区画整理事業特別会計補正予算(第 3 号)の要領は次のとおりである。

那覇市長 翁 長 雄 志

平成 21 年度那覇市土地区画整理事業特別会計補正予算（第 3 号）

平成 21 年度那覇市の土地区画整理事業特別会計の補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 84,579 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 2,321,154 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 213 条第 1 項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第 2 表 繰越明許費」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
2 国庫支出金		千円 433,800	千円 9,720	千円 443,520
	1 真嘉比古島第二 国庫補助金	433,800	9,720	443,520
3 財産収入		174	△32	142
	1 壺川財産運用収入	9	△1	8
	2 小禄南財産運用収入	31	△15	16
	3 真嘉比古島第二 財産運用収入	134	△16	118
4 繰入金		1,366,470	154,080	1,520,550
	2 真嘉比古島第二 繰入金	1,364,282	74,080	1,438,362
	4 基金借入金	0	80,000	80,000
7 保留地処分 金		300,000	△80,000	220,000
	1 真嘉比古島第二 保留地処分金	300,000	△80,000	220,000
8 清算徴収金		5,957	811	6,768
	2 真嘉比古島第一 地区清算徴収金	1,842	811	2,653
歳 入 合 計		2,236,575	84,579	2,321,154

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
2 土地区画整 理事業費		千円 2,225,423	千円 75,806	千円 2,301,229

	1 真嘉比古島第一地区 土地区画整理費	8,044	△7,994	50
	4 真嘉比古島第二土地 区画整理費	2,216,573	83,800	2,300,373
3 清算費		5,966	△2,350	3,616
	2 真嘉比古島第一地区 清算費	1,844	811	2,655
	3 壺川清算費	3,296	△3,161	135
4 基金積立金		3,215	11,123	14,338
	1 壺川基金積立金	1,805	3,160	4,965
	2 小禄南基金積立金	423	△15	408
	4 真嘉比古島第一地区 基金積立金	813	7,994	8,807
	5 真嘉比古島第二基金 積立金	173	△16	157
歳 出 合 計		2,236,575	84,579	2,321,154

第 2 表 繰越明許費

単位：千円

款	項	事 業 名	金 額
2 土地区画整理 事業費	4 真嘉比古島第二土地 区画整理費		677,152
			677,152
		真嘉比古島第二事業費 (補助)	152,000
		真嘉比古島第二事業費 (単独)	395,802
		真嘉比古島第二事業費 (文化財)	49,350
		真嘉比古島第二事業費 (単独) (きめ細かな臨時交付金)	80,000
合 計			677,152

那 覇 市 告 示 第 7 号

平成 2 2 年 4 月 1 日

平成 22 年（2010 年）2 月那覇市議会定例会で議決された平成 21 年度那覇市介護保険事業特別会計補正予算（第 3 号）の要領は次のとおりである。

那覇市長 翁 長 雄 志

平成 21 年度那覇市介護保険事業特別会計補正予算 (第 3 号)

平成 21 年度那覇市の介護保険事業特別会計の補正予算 (第 3 号) は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 668,761 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 16,688,985 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 介護保険料		千円 2,918,963	千円 △7,438	千円 2,911,525
	1 介護保険料	2,918,963	△7,438	2,911,525
3 国庫支出金		3,656,102	166,129	3,822,231
	1 国庫負担金	2,656,067	130,492	2,786,559
	2 国庫補助金	1,000,035	35,637	1,035,672
4 支払基金 交付金		4,469,771	199,338	4,669,109
	1 支払基金交付金	4,469,771	199,338	4,669,109
5 県支出金		2,199,718	93,283	2,293,001
	1 県負担金	2,124,832	97,863	2,222,695
	3 県補助金	74,885	△4,580	70,305
6 財産収入		2	2,870	2,872
	1 財産運用収入	2	2,870	2,872
7 繰入金		2,412,146	223,975	2,636,121
	1 他会計繰入金	2,412,145	88,928	2,501,073
	2 基金繰入金	1	135,047	135,048
9 諸収入		1,554	△569	985
	2 雑入	1,552	△569	983
11 サービス収入		128,256	△8,827	119,429
	1 予防給付費収入	128,256	△8,827	119,429
歳 入 合 計		16,020,224	668,761	16,688,985

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		千円 499,309	千円 8,633	千円 507,942
	1 総務管理費	269,278	12,621	281,899
	2 徴収費	27,630	0	27,630
	3 介護認定審査会 費	202,401	△3,988	198,413
2 保険給付費		14,710,460	702,629	15,413,089

	1 介護サービス等諸費	13, 371, 670	842, 912	14, 214, 582
	2 介護予防サービス等諸費	1, 318, 113	△140, 753	1, 177, 360
	3 その他諸費	20, 677	470	21, 147
4 基金積立金		144, 701	2, 870	147, 571
	1 基金積立金	144, 701	2, 870	147, 571
5 地域支援事業費		567, 053	△45, 371	521, 682
	1 介護予防事業費	189, 697	△38, 151	151, 546
	2 包括的支援・任意事業費	377, 356	△7, 220	370, 136
歳 出 合 計		16, 020, 224	668, 761	16, 688, 985

那 覇 市 告 示 第 8 号

平成 2 2 年 4 月 1 日

平成 22 年（2010 年）2 月那覇市議会定例会で議決された平成 22 年度那覇市一般会計予算の要領は次のとおりである。

那覇市長 翁 長 雄 志

平成 22 年度那覇市一般会計予算

平成 22 年度那覇市の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 123, 962, 000 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

（債務負担行為）

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 214 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表 債務負担行為」による。

（地方債）

第 3 条 地方自治法第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 3 表 地方債」による。

（一時借入金）

第 4 条 地方自治法第 235 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、17, 000, 000 千円と定める。

（歳出予算の流用）

第 5 条 地方自治法第 220 条第 2 項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費

の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- （１）各項に計上した給料、職員手当等及び共済費（賃金に係る共済費を除く。）
に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費
の各項の間の流用

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

（単位：千円）

款	項	金 額
1 市税		38,243,785
	1 市民税	15,231,947
	2 固定資産税	19,542,591
	3 軽自動車税	449,782
	4 市たばこ税	2,266,877
	5 鉱産税	1
	6 特別土地保有税	3
	7 入湯税	17,719
	8 事業所税	734,865
2 地方譲与税		717,495
	1 自動車重量譲与税	388,997
	2 地方道路譲与税	1
	3 特別とん譲与税	8,041
	4 航空機燃料譲与税	173,627
	5 地方揮発油譲与税	146,829
3 利子割交付金		87,334
	1 利子割交付金	87,334
4 配当割交付金		19,924
	1 配当割交付金	19,924
5 株式等譲渡所得割交付金		13,103
	1 株式等譲渡所得割交付金	13,103
6 地方消費税交付金		2,818,822
	1 地方消費税交付金	2,818,822
7 自動車取得税交付金		117,040
	1 自動車取得税交付金	117,040
8 国有提供施設等所在市町村助成交付金		311,608
	1 国有提供施設等所在市町村助成交付金	311,608
9 地方特例交付金		407,967
	1 地方特例交付金	407,967
10 地方交付税		11,750,624
	1 地方交付税	11,750,624
11 交通安全対策特別交付金		52,000
	1 交通安全対策特別交付金	52,000
12 分担金及び負担金		2,158,385
	1 分担金	1
	2 負担金	2,158,384

13 使用料及び手数料		2,731,565
	1 使用料	2,162,741
	2 手数料	568,824
14 国庫支出金		32,042,471
	1 国庫負担金	22,173,459
	2 国庫補助金	9,701,481
	3 委託金	167,531
15 県支出金		8,012,886
	1 県負担金	5,041,657
	2 県補助金	2,300,219
	3 委託金	671,010
16 財産収入		353,263
	1 財産運用収入	289,526
	2 財産売払収入	63,737
17 寄附金		16,457
	1 寄附金	16,457
18 繰入金		3,720,550
	1 特別会計繰入金	14,587
	2 基金繰入金	3,705,963
19 繰越金		400,000
	1 繰越金	400,000
20 諸収入		4,082,621
	1 延滞金加算金及び過料	106,158
	2 市預金利子	3,474
	3 貸付金元利収入	2,980,514
	4 受託事業収入	87,124
	5 雑入	905,351
21 市債		15,904,100
	1 市債	15,904,100
歳 入 合 計		123,962,000

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 議会費		701,475
	1 議会費	701,475
2 総務費		13,905,174
	1 総務管理費	11,374,414
	2 徴税費	1,147,715
	3 戸籍住民基本台帳費	866,476
	4 選挙費	236,030
	5 統計調査費	187,023
	6 監査委員費	93,516
3 民生費		50,632,992
	1 社会福祉費	15,612,782
	2 児童福祉費	19,162,463
	3 生活保護費	15,857,746

	4 災害救助費	1
4 衛生費		8,237,395
	1 保健衛生費	3,590,575
	2 清掃費	4,646,820
5 労働費		63,210
	1 労働諸費	63,210
6 農林水産業費		86,976
	1 農業費	45,854
	2 林業費	120
	3 水産業費	41,002
7 商工費		1,045,522
	1 商工費	1,045,522
8 土木費		18,477,903
	1 土木管理費	302,934
	2 道路橋りょう費	1,258,157
	3 河川水路費	169,907
	4 港湾費	704,702
	5 都市計画費	9,088,749
	6 住宅費	6,953,454
9 消防費		2,585,000
	1 消防費	2,585,000
10 教育費		15,795,273
	1 教育総務費	1,879,502
	2 小学校費	6,639,033
	3 中学校費	1,136,652
	4 幼稚園費	1,126,238
	5 社会教育費	2,662,466
	6 保健体育費	2,351,382
11 災害復旧費		4
	1 農林水産施設災害復旧費	1
	2 公共土木施設災害復旧費	2
	3 その他公共施設公用施設災害復旧費	1
12 公債費		12,305,827
	1 公債費	12,305,827
13 諸支出金		55,249
	1 普通財産取得費	55,248
	2 公営企業貸付金	1
14 予備費		70,000
	1 予備費	70,000
歳 出 合 計		123,962,000

第 2 表 債務負担行為

(単位: 千円)

事 項	期 間	限度額
内閣府派遣職員宿舍借り上げ料 (人事課)	平成 23 年度	1, 200
(仮称) 鏡水コミュニティーセンター建設工事 (平和交流・男女参画室)	平成 23 年度	410, 790
新庁舎建設工事 (新庁舎建設室)	平成 23 年度から 平成 24 年度まで	6, 956, 280
市県民税賦課パンチ委託業務 (市民税課)	平成 23 年度	800
那覇市小口資金融資制度に係る損失補償 (商工農水課)	平成 23 年度から 平成 33 年度まで	保証融資 額のうち、 沖縄県信 用保証協 会が金融 機関に代 位弁済し た額から 株式会社 日本政策 金融公庫 が補填す る額を差 し引いた 額
家庭ごみ有料化事業 (環境政策課)	平成 23 年度	12, 666
「健康なは 21」推進運営委託事業 (健康推進課)	平成 23 年度から 平成 26 年度まで	1, 450
新都心第二幼稚園 (仮称) 新築事業 (工事) (こども政策課)	平成 23 年度	333, 697
新都心保育所 (仮称) 新築事業 (工事)	平成 23 年度	241, 455
児童クラブ舎建築事業 (仮称) 新都心第 2 小学校 区 (工事) (子育て応援課)	平成 23 年度	16, 140
石嶺市営住宅第 3 期建替事業 (昇降機) (建築工事課)	平成 23 年度	99, 301
新消防緊急通信指令システム整備事業 (消防本部 総務課)	平成 23 年度から 平成 29 年度まで	446, 630
(仮称) 新都心第 2 小学校新築事業 (工事請負費) (施設管理課)	平成 23 年度	1, 146, 315
(仮称) 新都心第 2 小学校防音併行事業 (施設管理課)	平成 23 年度	148, 438
(仮称) 新都心第 2 小学校共同調理場新築事業 (学校給食室)	平成 22 年度から 平成 23 年度まで	325, 247

第 3 表 地方債

（単位：千円）

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
1 庁舎建設事業 2 社会福祉施設整備事業 3 一般廃棄物処理事業 4 病院事業貸付金 5 道路整備事業 6 都市計画事業 7 都市公園整備事業 8 市営住宅建設事業 9 教育施設整備事業 10 公共用地取得事業 11 臨時財政対策債	1, 413, 500 41, 000 266, 100 340, 000 217, 400 1, 234, 500 863, 900 1, 601, 300 3, 933, 700 802, 700 5, 190, 000	普通貸借又は証券発行（登録公債）	年 5 % 以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	償 還 期 間 は、据置期間を含め 30 年以内とする。 償 還 方 法 は、元利均等、元金均等等による。 ただし、財政の都合により、据置期間中であっても繰上償還し、償還年限を変更し、又は借り換えることができる。
計	15, 904, 100			

那 覇 市 告 示 第 9 号

平成 2 2 年 4 月 1 日

平成 22 年（2010 年）2 月那覇市議会定例会で議決された平成 22 年度那覇市病院事業債管理特別会計予算の要領は次のとおりである。

那覇市長 翁 長 雄 志

平成 22 年度那覇市病院事業債管理特別会計予算

平成 22 年度那覇市の病院事業債管理特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 55, 170 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 諸収入		55,170
	1 貸付金元利収入	55,170
歳 入 合 計		55,170

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 公債費		55,170
	1 公債費	55,170
歳 出 合 計		55,170

那覇市告示第 1 0 号

平成 2 2 年 4 月 1 日

平成 22 年（2010 年）2 月那覇市議会定例会で議決された平成 22 年度那覇市土地
地区画整理事業特別会計予算の要領は次のとおりである。

那覇市長 翁 長 雄 志

平成 22 年度那覇市土地地区画整理事業特別会計予算

平成 22 年度那覇市の土地地区画整理事業特別会計の予算は、次に定めるところに
よる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 1,979,246 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出
予算」による。

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 使用料及び手数料		千円
		4
	1 小禄金城手数料	1
	2 真嘉比古島第一地区手数料	1
	3 壺川手数料	1
	4 小禄南手数料	1
2 国庫支出金		315,000

	1 真嘉比古島第二国庫補助金	315,000
3 財産収入		142
	1 壺川財産運用収入	9
	2 小禄南財産運用収入	17
	3 真嘉比古島第二財産運用収入	116
4 繰入金		1,362,119
	1 総務管理繰入金	1,523
	2 真嘉比古島第二繰入金	1,245,651
	3 基金繰入金	4,945
	4 基金借入金	110,000
5 繰越金		9
	1 総務管理繰越金	1
	2 真嘉比古島第一地区繰越金	2
	3 壺川繰越金	1
	4 小禄金城繰越金	1
	5 小禄南繰越金	2
	6 真嘉比古島第二繰越金	2
6 諸収入		6
	1 総務管理雑入	1
	2 真嘉比古島第二雑入	1
	3 小禄金城延滞金、加算金及び過料	1
	4 真嘉比古島第一地区延滞金、加算金及び過料	1
	5 壺川延滞金、加算金及び過料	1
	6 小禄南延滞金、加算金及び過料	1
7 保留地処分金		290,000
	1 真嘉比古島第二保留地処分金	290,000
8 清算徴収金		6,280
	1 小禄金城清算徴収金	1
	2 真嘉比古島第一地区清算徴収金	2,265
	3 壺川清算徴収金	3,239
	4 小禄南清算徴収金	775
9 県支出金		5,686
	1 県委託金	385
	2 県補助金	5,301
歳 入 合 計		1,979,246

歳 出

款	項	金 額
1 土地地区画整理総務費		千円 1,380
	1 総務管理費	1,380

2 土地区画整理事業費		1, 971, 251
1 真嘉比古島第一地区土地区画整理費		1
2 壺川土地区画整理費		544
3 小禄金城土地区画整理費		1
4 真嘉比古島第二土地区画整理費		1, 970, 584
5 小禄南土地区画整理費		121
3 清算費		3, 047
1 小禄金城清算費		2
2 真嘉比古島第一地区清算費		2, 267
3 壺川清算費		1
4 小禄南清算費		777
4 基金積立金		3, 388
1 壺川基金積立金		3, 250
2 小禄南基金積立金		18
3 小禄金城基金積立金		2
4 真嘉比古島第一地区基金積立金		1
5 真嘉比古島第二基金積立金		117
5 予備費		180
1 予備費		180
歳 出 合 計		1, 979, 246

那覇市告示第 1 1 号

平成 2 2 年 4 月 1 日

平成 22 年（2010 年）2 月那覇市議会定例会で議決された平成 22 年度那覇市介護保険事業特別会計予算の要領は次のとおりである。

那覇市長 翁 長 雄 志

平成 22 年度那覇市介護保険事業特別会計予算

平成 22 年度那覇市の介護保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 16, 883, 732 千円とする。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

（歳出予算の流用）

第 2 条 地方自治法第 220 条第 2 項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

（1） 保険給付費の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における
款内でのこれらの経費の間の流用

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 介護保険料		千円 3,094,675
	1 介護保険料	3,094,675
2 使用料及び手数料		856
	1 手数料	856
3 国庫支出金		3,945,588
	1 国庫負担金	2,853,036
	2 国庫補助金	1,092,552
4 支払基金交付金		4,794,632
	1 支払基金交付金	4,794,632
5 県支出金		2,356,675
	1 県負担金	2,284,645
	2 財政安定化基金支出金	1
	3 県補助金	72,029
6 財産収入		3
	1 財産運用収入	3
7 繰入金		2,565,736
	1 他会計繰入金	2,559,272
	2 基金繰入金	6,464
8 繰越金		1
	1 繰越金	1
9 諸収入		1,073
	1 延滞金、加算金及び過料	2
	2 雑入	1,071
10 市債		1
	1 市債	1
11 サービス収入		124,492
	1 予防給付費収入	124,492
歳 入 合 計		16,883,732

歳 出

款	項	金 額
1 総務費		千円 518,904
	1 総務管理費	275,936
	2 徴収費	27,216
	3 介護認定審査会費	215,752
2 保険給付費		15,808,249
	1 介護サービス等諸費	14,616,741
	2 介護予防サービス等諸費	1,170,467
	3 その他諸費	21,041

3 財政安定化基金拠出金		1
	1 財政安定化基金拠出金	1
4 基金積立金		2
	1 基金積立金	2
5 地域支援事業費		550,524
	1 介護予防事業費	173,870
	2 包括的支援事業・任意事業費	376,654
6 諸支出金		6,052
	1 償還金及び還付加算金	6,051
	2 繰出金	1
歳 出 合 計		16,883,732

上下水道局告示

那覇市上下水道局告示第 4 4 号

平成 2 2 年 3 月 1 8 日

掲 示 済

那覇市排水設備指定工事店の新規指定について

那覇市下水道条例第 1 1 条の規定に基づき、次のとおり新規指定があったので告示する。

那覇市上下水道事業管理者
上下水道局長 松 本 親

新規指定

指定（登録）番号 第 4 2 7 号
 指定工事店名 株式会社 七色
 営業所所在地 西原町字呉屋 6 9 番地 2
 代表者名 大城 進一
 有効期間 自 平成 2 2 年 3 月 1 0 日
 至 平成 2 6 年 3 月 3 1 日

那覇市上下水道局告示第 4 5 号

平成 2 2 年 3 月 1 8 日

掲 示 済

那覇市排水設備指定工事店の異動について

那覇市下水道条例第 1 6 条第 2 項の規定に基づき、次のとおり異動があるので告示する。

那覇市上下水道事業管理者

上下水道局長 松 本 親

指定（登録）番号	第 3 8 2 号
指定工事店名	日動水道
営業所所在地	南風原町字照屋 3 0 5 番地 1 コーポ大てる 1－C
代表者名	古堅 和則
指定の有効期間	平成 2 2 年 4 月 1 日 平成 2 7 年 3 月 3 1 日
異動年月日	平成 2 2 年 3 月 1 0 日
異動事由	住所の変更

那覇市上下水道局告示第 4 6 号

平成 2 2 年 3 月 1 9 日

掲 示 済

那覇市上下水道局指定給水装置工事事業者の指定について

那覇市上下水道局指定給水装置工事事業者規程第 1 0 条第 1 項の規定に基づき、別紙のとおり告示する。

那覇市上下水道事業管理者

上下水道局長 松 本 親

那覇市上下水道局指定給水装置工事事業者名簿追加

登録 番号	事業者	事業所の所在地	代表者	指定年月日
3 8 6	(有)万代設備	北谷町字桑江 6 3 2 番地 1	石嶺 晃	平成 2 2 年 3 月 1 2 日

教育委員会規則

那覇市教育委員会規則第 3 号

平 成 2 2 年 3 月 1 5 日

公 布 済

独立行政法人日本スポーツ振興センター共済掛金徴収規則をここに公布する。

那覇市教育委員会

委員長 田 端 温 代

独立行政法人日本スポーツ振興センター共済掛金徴収規則

（趣旨）

第1条 この規則は、独立行政法人日本スポーツ振興センター法（平成14年法律第162号。以下「法」という。）第17条第4項に基づき、那覇市立学校の園児、児童又は生徒の保護者（法第15条第1項第6号に規定する保護者をいう。以下「保護者」という。）から徴収する共済掛金について、必要な事項を定めるものとする。

（共済掛金の額）

第2条 教育委員会が保護者から徴収する共済掛金の額は、次のとおりとする。

- (1) 幼稚園の園児1人につき年額 120円
- (2) 小学校、中学校の児童、生徒1人につき年額 270円

（共済掛金の免除）

第3条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当する者については共済掛金を免除することができる。

- (1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第2項に規定する要保護者
- (2) 前号に規定する要保護者に準ずる程度に困窮していると教育委員会が認める者

（共済掛金の納入）

第4条 共済掛金は、毎年度、校長又は園長が保護者から徴収し、教育委員会が指定する日までに市に納入しなければならない。

（委任）

第5条 この規則の施行に関し必要な事項は、教育長が定める。

付 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

教育委員会教育長訓令

那覇市教育委員会教育長訓令第1号

平成 2 2 年 3 月 1 5 日

施 行 済

教育委員会庁舎管理規程を廃止する訓令を次のように定める。

那覇市教育委員会

教育長 桃 原 致 上

那覇市教育委員会庁舎管理規程を廃止する訓令

那覇市教育委員会庁舎管理規程（昭和51年那覇市教育委員会教育長訓令第1号）は、廃止する。

付 則

この訓令は、平成 22 年 3 月 15 日から施行する。

教育委員会告示

那覇市教育委員会告示第6号

平成 2 2 年 3 月 4 日

掲 示 済

那覇市教育委員会非常勤職員要綱の一部を改正する要綱

那覇市教育委員会非常勤職員要綱（平成2年10月5日教育長決裁）の一部を次のように改正する。

那覇市教育委員会

委員長 田 端 温 代

改正前	改正後
(非常勤職の設置手続) 第4条 主管部長は、非常勤職を新たに設置しようとするときは、非常勤職設置依頼書(第1号様式)により、生涯学習部長に依頼しなければならない。 2 生涯学習部長は、非常勤職の設置を承認したときは、非常勤職設置等承認通知書(第2号様式)により、主管部長に通知するものとする。 (採用通知等) 第6条 [略] 2 [略] (勤務時間及び休憩時間) 第10条 非常勤職員の勤務時間は、1日<u>8時間</u>(休憩時間は除く。)以内、週30時間以内とする。ただし、4週間を平均し1週間の労働時間が30時間を超えない範囲内で特定の日において<u>8時間</u>又は特定の週において30時間を超えて勤務させることができる。 2～3 [略]	(非常勤職の設置<u>及び廃止</u>手続) 第4条 主管部長は、非常勤職を新たに設置<u>又は廃止</u>しようとするときは、非常勤職設置依頼書(第1号様式)により、生涯学習部長に依頼しなければならない。 2 生涯学習部長は、非常勤職の設置<u>又は廃止</u>を承認したときは、非常勤職設置等承認通知書(第2号様式)により、主管部長に通知するものとする。 (採用通知等) 第6条 [略] 2 [略] <u>3 非常勤職員を継続して採用しない場合は、任用期間が満了する30日前までにその旨を当該職員に予告するものとする。</u> (勤務時間及び休憩時間) 第10条 非常勤職員の勤務時間は、1日<u>7時間45分</u>(休憩時間は除く。)以内、週30時間以内とする。ただし、4週間を平均し1週間の労働時間が30時間を超えない範囲内で特定の日において<u>7時間45分</u>又は特定の週において30時間を超えて勤務させることができる。 2～3 [略]
備考 1 改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）に対応する改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）がない場合には、当該改正部分を加える。 2 改正部分に対応する改正後部分がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。	

付 則

この要綱は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

選挙管理委員会告示

那覇市選挙管理委員会告示第56号

平成 2 2 年 3 月 2 3 日

掲 示 済

那覇市選挙管理委員会委員長及び同職務代理者の住所及び氏名について

那覇市選挙管理委員会規程第2条第3項及び第4条の規定により、那覇市選挙管理委員会委員長及び同職務代理者の住所及び氏名を次のとおり告示する。

那覇市選挙管理委員会

委員長 亀 島 賢 優

委員長	住所	省略
	氏名	亀島 賢優

職務代理者	住所	省略
	氏名	大濱 慶子